

## 令和8年度 津幡町職員採用候補者試験要項

令和9年4月1日採用予定の津幡町職員採用候補者試験を下記のとおり実施いたします。

### I 採用職種、採用予定人員、主な職務内容

| 採用職種            |      | 採用予定人員 | 主な職務内容                |
|-----------------|------|--------|-----------------------|
| 一般行政事務職         | 上級A  | 2名程度   | 町の事業・サービス全般における一般行政事務 |
|                 | 上級B  | 若干名    |                       |
|                 | 初級   | 2名程度   |                       |
|                 | 障がい者 | 若干名    |                       |
| 土木・建築技術職        | 初級   | 2名程度   | 土木・建築関係業務及び一般行政事務     |
| 社会人経験者          |      | 若干名    | 町の事業・サービス全般における一般行政事務 |
| 精神保健福祉士（職務経験者含） |      | 若干名    | 精神保健関係業務及び一般事務        |
| 消防士             |      | 2名程度   | 消防一般業務                |
| 保育士（職務経験者含）     |      | 2名程度   | 保育士業務                 |

一般行政事務職「上級B」は、スポーツ又は文化芸術分野において、全国レベルの大会等に出場し上位入賞をした人を対象に募集します。

※「上級A」「上級B」は、採用後の職務内容や処遇において差異はありません。

### II 受験資格（※ 各採用職種を重複（併用）して受験することは出来ません。）

| 採用職種    |      | 受験資格                                                                                                                                            |
|---------|------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 一般行政事務職 | 上級A  | (1) 次のいずれかに該当する人<br>ア 大学卒業及び令和9年3月までに大学卒業見込の人<br>イ 町長がアと同等の資格があると認める人<br>(2) 平成9年4月2日から平成17年4月1日までに生まれた人                                        |
|         | 上級B  | (1) 大学卒業程度の学力を有する人で、スポーツ、文化芸術分野において顕著な実績・成果を収めた人（※1）<br>(2) 平成8年4月1日以降に生まれた人                                                                    |
|         | 初級   | (1) 高等学校卒業程度の学力を有する人<br>（ただし、大学卒業及び令和9年3月までに大学卒業見込の者は受験できません。）<br>(2) 平成14年4月2日から平成21年4月1日までに生まれた者                                              |
|         | 障がい者 | (1) 高等学校卒業程度の学力を有する人<br>(2) 昭和56年4月2日から平成21年4月1日までに生まれた人<br>(3) 身体障害者手帳、療育手帳又は精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている人<br>(4) 活字印刷文による試験問題に対応できること（点字による出題はありません。） |
| 土木建築技術職 | 初級   | (1) 高等学校卒業程度の学力を有し、土木・建築に関する科目を修学した人（ただし、大学卒業及び令和9年3月までに大学卒業見込の者は受験できません。）<br>(2) 平成14年4月2日から平成21年4月1日までに生まれた人                                  |

|                     |                                                                                                                                                         |
|---------------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 社会人経験者              | (1) 昭和 62 年 4 月 2 日以降に生まれた人<br>(2) <u>民間企業等での職務経験※2 が 5 年以上あり、土木建築、情報分野等の専門知識を有し高等学校卒業程度の学力を有する人</u>                                                    |
| 精神保健福祉士<br>(職務経験者含) | (1) 昭和 62 年 4 月 2 日以降に生まれた人<br>(2) 現に精神保健福祉士の免許を有する者又は令和 9 年 3 月末までに資格を取得する見込みの人                                                                        |
| 消 防 士               | (1) 高等学校卒業程度の学力を有する人<br>(2) 平成 11 年 4 月 2 日から平成 21 年 4 月 1 日までに生まれた人<br>(3) ※3 の消防士の要件を満たす人                                                             |
| 保 育 士<br>(職務経験者含)   | (1) 平成 2 年 4 月 2 日以降に生まれた人<br>(2) <u>現に保育士の資格と幼稚園教諭の免許の両方を有する者で 3 年以上の職務経験を有している人（令和 9 年 3 月 31 日までに 3 年に達する者を含む。）</u> 又は令和 9 年 3 月末までに資格及び免許を取得する見込みの人 |

詳しくは、津幡町総務部総務課まで問い合わせてください。

### ※1 顕著な実績・成果の証明について

- ・ 高等学校及び大学等で全国大会又はそれに準ずる規模の大会等に県代表等で出場しかつ上位入賞したことを証明できる新聞や雑誌等の記事や出場名簿等、成績表等の写しを添付すること。

### ※2 職務経験における注意点

- ・ 職務経験には、週 30 時間以上の勤務を 1 年以上継続して就業していた期間が該当します。
- ・ 職務経験については、複数の場合は通算することができますが、同一期間内に複数の職務に従事した場合は、いずれか一方のみの職歴に限りします。
- ・ 精神保健福祉士及び保育士の職務経験については、精神保健福祉士、幼稚園教諭免許又は保育士資格を有し、精神保健福祉士、幼稚園教諭、保育士又は保育教諭として企業、幼稚園、保育所、認定こども園等で勤務した年数をいいます。
- ・ 休業等（育児休業、介護休業、病気休職等）で実際に業務に従事しなかった期間（産前産後休暇を除く。）が 1 か月以上ある場合は、就業規則等で認められたものであっても、その全期間は職務経験の期間から除きます。

### ※3 消防士の要件（消防士を受験する者は、次の要件が必要です。）

- (1) 日本国籍を有すること
- (2) 下記要件

| 項 目     | 要 件                                             |
|---------|-------------------------------------------------|
| 身 長     | おおむね 1 5 5 c m 以上                               |
| 体 重     | おおむね 4 5 k g 以上                                 |
| 胸 囲     | 身長のおおむね 2 分の 1 以上                               |
| 視 力     | 左右とも 1 . 0 以上（矯正視力を含む。）で、赤色、青色及び黄色の色彩の識別ができること。 |
| 聴 力     | 正常                                              |
| 身 体 状 況 | 職務遂行上支障がないこと。                                   |

《注意事項》 次のいずれかに該当する者は、受験できません。

- 1 地方公務員法第 1 6 条に規定する次の欠格条項に該当する人
  - (1) 拘禁刑以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなる

までの人

(2) 津幡町職員として懲戒免職の処分を受け、その処分の日から2年を経過しない人

(3) 日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した人

2 日本国籍を有しない人（消防士のみ）

### Ⅲ 試験の日時、場所及び合格発表

| 区 分   | 日 時                                         | 場 所                                  | 合否の通知                   |
|-------|---------------------------------------------|--------------------------------------|-------------------------|
| 第1次試験 | 令和8年9月20日(日)<br>午前8時30分から<br>午後4時00分頃まで(予定) | 津幡町役場※ <sup>2</sup><br>(津幡町字加賀爪ニ3番地) | 10月上旬に通知します。            |
| 第2次試験 | 令和8年10月中旬の予定<br>(第1次試験合格者に対して行います。)         |                                      | 10月下旬に第2次試験受験者全員に通知します。 |

※2 第1次試験の会場については、受験人数によっては変更する場合があります。

### Ⅳ 受験手続

(1) 申込方法

原則、インターネットによる申し込み（電子申請）のみとします。申込方法としては、別紙をご確認ください。インターネットによる申し込みができない特段の事情がある方は、必ず7月17日（金）までに津幡町総務課（TEL076-288-2120）に連絡してください。

(2) 注意事項

**申し込みは、下記申し込みフォームからアクセスしてください。**

＜自治体求人専用サイト＞<https://public-connect.jp/employer/52850>

・自治体求人専用サイト「パブリックコネクト」よりパソコン又はスマートフォンからお申し込みください。（インターネット接続が必要です）

・使用されるパソコン及びスマートフォンや通信回線上の障害などによる万一のトラブルに関しては一切の責任を負いませんのでご了承ください。

・受験申込時に間違いがないか十分確認して申し込みしてください。

・受付期間中に受信したものを有効とします。

・障がいがある方で、車椅子等を使用されるなど試験場において特別な配慮を必要とされる場合は、受験申込時にその旨を津幡町総務課（TEL076-288-2120）に連絡してください。

◎申込書について

申込書に必要な事項を記入し、次の書類を添付してください。

【添付書類】

・最終卒業学校の卒業証明書（来春卒業予定者は卒業見込証明書）または卒業証書の写し

・資格等が必要な職種（精神保健福祉士、保育士等）は、免許等の資格証明書の写し（見込者は資格見込証明書またはそれに準ずるもの）

・一般行政事務職「上級B」に応募する方は、全国大会またはそれに準ずる規模の大会等に出場したことが分かる書類等の写し（P2の※1「顕著な実績・成果の証明について」を確認してください。）

### Ⅴ 受付期間

令和8年7月1日（水）から8月14日（金）まで

◎ 書類不備について

受付後、書類を精査し不備があった場合は、受付できません。提出する際には、添付書類及び入力誤り等がないか十分書類を確認のうえ、不備がないようにしてください。

## Ⅵ 試験の方法

### ○第１次試験

- (1) 一般行政事務職（上級Ａ、上級Ｂ）  
【一般教養（１２０分）、適性検査（２０分）、論文試験（６０分）】
- (2) 一般行政事務職（初級、障がい者）、精神保健福祉士、消防士  
【一般教養（１２０分）、適性検査（２０分）、作文試験（６０分）】
- (3) 土木・建築技術職（初級）  
【一般教養（１２０分）、適性検査（２０分）、作文試験（６０分）、専門試験（９０分）】
- (4) 保育士  
【一般教養（１２０分）、適性検査（２０分）、論文試験（６０分）、専門試験（９０分）】

### ○第２次試験

第１次試験合格者に対して、面接試験を行います。

## Ⅶ 合格から採用まで

- (1) この試験は、採用候補者となるための試験であり、最終合格者は採用候補者名簿（以下「名簿」という。）に登録されます。この名簿は、１年間有効です。
- (2) 採用者は、名簿に記載された人の中から任命権者が決定します。ただし、受験資格に掲げる条件を満たさない場合、受験内容が正しくないことが明らかになった場合又は合格から採用までの間に採用するにふさわしくない非違行為等があった場合など、合格を取り消すことがあります。

## Ⅷ 給与等の待遇

津幡町一般職の職員の給与に関する条例等に基づき支給します。

- (1) 令和８年４月における初任給は、次のとおりです。なお、初任給の決定については、職業経験がある場合は、所定の金額が加算されます。また、今後の給与改定の状況によっては、初任給等の額が変動します。

| 職 種                 | 大学卒      | 短大卒      | 高校卒      |
|---------------------|----------|----------|----------|
| 事務職、技術職、<br>その他専門職等 | ２３２，０００円 | ２１６，５００円 | ２００，３００円 |
| 消防士                 | ２３２，０００円 | ２１６，５００円 | ２００，３００円 |
| 保育士                 | ２３７，６００円 | ２２９，２００円 | —        |

- (2) 諸手当 上記の金額のほか、期末手当、勤勉手当、扶養手当、住居手当、通勤手当等をそれぞれの支給条件に応じて支給
- (3) 勤務時間 原則として１週間につき３８時間４５分、１日につき７時間４５分
- (4) 休日 土曜日、日曜日、祝日、年末年始  
(ただし、勤務箇所によっては、変則的な勤務形態となります。)
- (5) 休暇 年次有給休暇（年間２０日、採用１年目は１５日）のほか、特別休暇（病気・結婚・出産・介護・忌引等に要する休暇）

## **Ⅸ その他**

提出書類は、原則返却しません。

申込書に記入された個人情報は、本町にて適切に管理し、今回の受験に関する手続以外には一切使用しません。

## **Ⅹ 問合せ先**

この試験の詳細については、津幡町総務部総務課にお問い合わせください。

郵便番号                   〒929-0393

住      所                   石川県河北郡津幡町字加賀爪ニ3番地

電話番号                   (076) 288-2120

メールアドレス           soumu@town.tsubata.lg.jp

## **【参 考】**

町ホームページ <https://www.town.tsubata.lg.jp/division/soumu/syokuinsaiyou.html>